

大野町商工会館使用許可申込書

令和 年 月 日

大野町商工会長 様

申込者 住所 _____ (会 員)
氏 名 _____ (非会員)
TEL _____ () _____

下記のとおり会館の使用を許可くださるよう申し込みます。

使用目的 (具体的に)	
使用日時	自 令和 年 月 日 午前・後 時 分 至 令和 年 月 日 午前・後 時 分
使用室名 (希望に○をする)	大研修室、第一研修室、第二研修室、第三研修室 青年部研修室、女性部研修室、記帳指導室 冷暖房 要
参加人員	名
使用料	円
使用責任者の 属する名称	団体名 個人名

◎使用者の責任

- (1) 時間を厳守し、使用が終わったときは諸設備を原状に復し、清掃をして施錠を必ず忘れないこと。
- (2) 建物、諸設備を毀損又は滅失しないように責任をもって管理する。もし、毀損又は滅失したときは損害の賠償を負うこと。
- (3) 会館には休日と夜間は当直、宿直が居ないので管理者の不在の時は特に火災、盗難の防止措置については万全を期すること。
- (4) 会館を他に転貸することは絶対にしないこと。
- (5) 飲食又は飲酒等により不当な行為をする者の無いように注意すること。
- (6) 借用中に生じた損害等について商工会では一切責任を負わない。

大野町商工会館使用許可書

上記のとおり会館の使用を許可します。

令和 年 月 日

承認者 岐阜県揖斐郡大野町黒野924-1
大野町商工会
会 長 羽 賀 茂 樹

(別表6)

使用料徴収基準

1. 商工会館使用料

(単位：円)

室名	定員等	区分	午前 (9:00～ 12:00)	午後 (13:00～ 17:00)	夜間 (17:30～ 21:30)	全日 (9:00～ 21:30)
第1研修室 (演台付き)	27人	会員	800	1,000	5,800	7,600
		非会員	1,200	1,600	8,800	12,000
第2研修室	54人	会員	1,000	1,300	6,100	8,500
		非会員	1,500	2,000	9,200	13,000
第3研修室	12人	会員	600	800	5,600	7,000
		非会員	900	1,200	8,400	11,000
青年部研修室	24人	会員	800	1,000	5,800	7,600
		非会員	1,200	1,600	8,800	12,000
女性部研修室 (和室)	21畳	会員	800	1,000	5,800	7,600
		非会員	1,200	1,600	8,800	12,000
記帳指導室	12人	会員	600	800	5,600	7,000
		非会員	900	1,200	8,400	11,000
大研修室	90人	会員	2,000	2,700	7,500	13,000
		非会員	3,000	4,000	11,200	19,000

<備考>

1. 午前及び午後を引き続き利用する場合は、それぞれ上記表に定める使用料の合計額に午後
の使用料の4分の1の額を加算する。
2. 午後及び夜間を引き続き使用する場合は、それぞれ上記表に定める使用料の合計額とする。
3. 以下の場合、使用料に次の金額の合計額を加算する。
 - ① 冷暖房使用の場合 50%加算
 - ② 休日等(土曜、日曜、祝祭日及び年末年始)の場合 20%加算
他に、時間割1時間500円を加算する。
 - ③ 営業用に準ずる使用の場合 100%加算
4. 特別の事由があるもの及び商工会傘下団体、公的機関の使用について会長が特別に認めた
ときは減免することができる。